

### 有害物質の種類及び一律排水基準

番号	物質名	一律排水基準
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03 mg/L
2	シアン化合物	シアンとして 1 mg/L
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	鉛として 0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5 mg/L
6	砒素及びその化合物	砒素として 0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ----- アルキル水銀化合物	水銀として 0.005 mg/L 検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
9	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
11	ジクロロメタン	0.2 mg/L
12	四塩化炭素	0.02 mg/L
13	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
14	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
15	シス-1,2-ジクロロエチレン ----- トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L -
16	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
18	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
19	チウラム	0.06 mg/L
20	シマジン	0.03 mg/L
21	チオベンカルブ	0.2 mg/L
22	ベンゼン	0.1 mg/L
23	セレン及びその化合物	セレンとして 0.1 mg/L
24	ほう素及びその化合物	海域以外:ほう素として10mg/L, 海域:ほう素として230mg/L
25	ふっ素及びその化合物	海域以外:ふっ素として8mg/L, 海域:ふっ素として15mg/L
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
27	塩化ビニルモノマー	-
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(排水基準を定める省令による)